屋外広告物のてびき

羽曳野市

令和３年８月

目次

１　屋外広告物の規制の必要性 ---------- 1

２　屋外広告物とは ---------- 2

３　屋外広告物を表示（設置）するための手続き ---------- 3

４　禁止物件（屋外広告物を掲出・設置できない物件） --- 4

５　禁止区域（屋外広告物を掲出・設置できない場所） --- 5

６　許可区域（許可が必要な場所） ---------- 6

７　許可基準 ---------- 7

８　表示制限物件（電柱等を利用する広告物） ---------- 13

９　許可申請手続き ---------- 14

10　許可申請書類 ---------- 15

11　許可申請手数料 ---------- 16

12　その他関係法令 ---------- 17

13　規制を受けない広告物（適用除外） ---------- 18

14　公共施設等への屋外広告物の掲出 ---------- 19

15　その他の注意事項 ---------- 21

１　屋外広告物の規制の必要性

看板、広告塔やネオンサインなどの屋外広告物は、ある面では情報の受け手にとって有益であり、まちを活気づけるものです。

しかし、無秩序に放置されると、屋外広告物が氾濫し、まちの美観や自然の風致を損なうことになるため、周囲の景観と調和した広告物の掲出が要請されることになります。特に平成 16 年の「景観法」成立後は、美しいまちなみと良好な景観に対する国民の関心が非常に高まっています。

また、屋外広告物はその設置や管理が適正に行われないと、台風などの強風や地震などによって、通行人に危害を及ぼすことにもなりかねません。

さらに、屋外広告物そのものに対する規制とあわせて、屋外広告物の表示活動の大半を担う屋外広告業者に対する指導・育成も、安全で景観に調和した広告物を掲出する上で、不可欠になってきています。

羽曳野市では、このような趣旨から次の法令等により規制・指導を行っています。

■ 屋外広告物法　（昭和 24 年 6 月 3 日制定）
■ 大阪府屋外広告物条例　（昭和 24 年 8 月 29 日制定）
■ 大阪府屋外広告物条例施行規則　（昭和 49 年 3 月 31 日制定）
■ 大阪府屋外広告物条例に基づく許可区域、禁止区域並びに表示の方法の制限に係る区域及び広告物又は掲出物件の指定
（昭和 49 年 4 月 26 日制定）
■ 羽曳野市における大阪府屋外広告物条例施行規則
（平成 24 年 12 月 28 日制定）

２ 屋外広告物とは

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、広告幕などの広告物をいいます。

このなかには商業広告など営利目的のものはもちろん、個人の名前や事務所・営業所名の表示、各種の行事、催物、集会等の案内など公衆に宣伝、広報するものも含まれます。

ただし、次のようなものは屋外広告物に該当しません。

① 街頭で配布されるチラシなどの定着性のないもの
② 建築物や自動車の窓ガラス等の内側から貼られたもの
③ 駅、工場、野球場内等で、その構内に入る特定の人を対象とするもの
④ 単に光を発するもの（サーチライトなど）

【屋外広告物の種類】

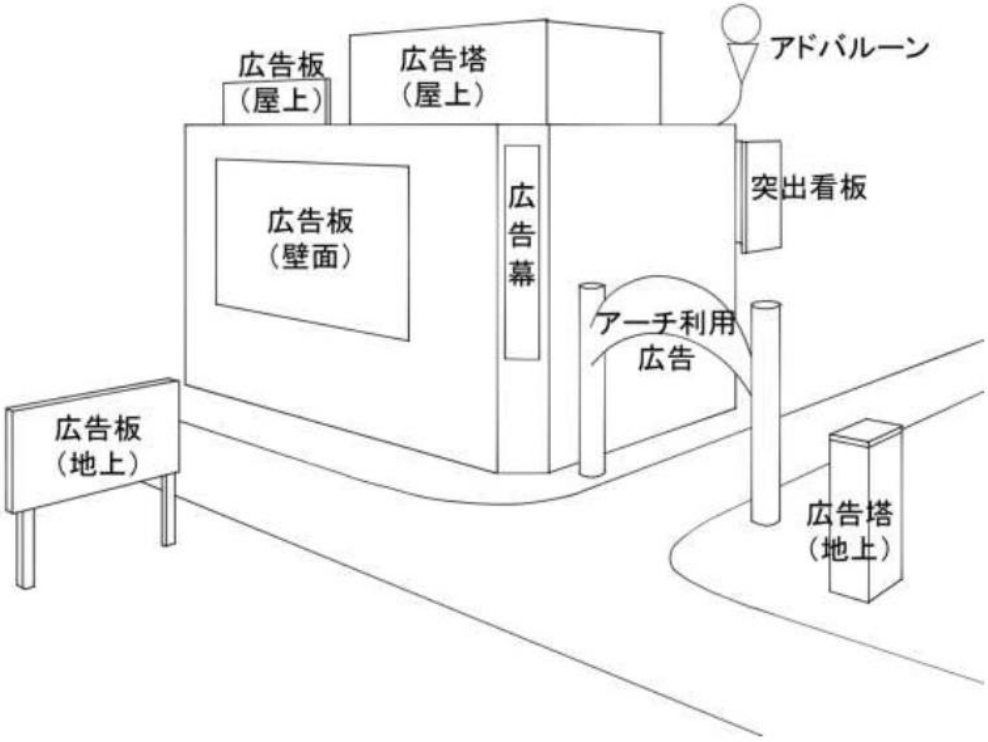

３ 屋外広告物表示（設置）するための手続き

屋外広告物を適法に表示（設置）するためには、次の事項を確認の上、表示（設置）してください。

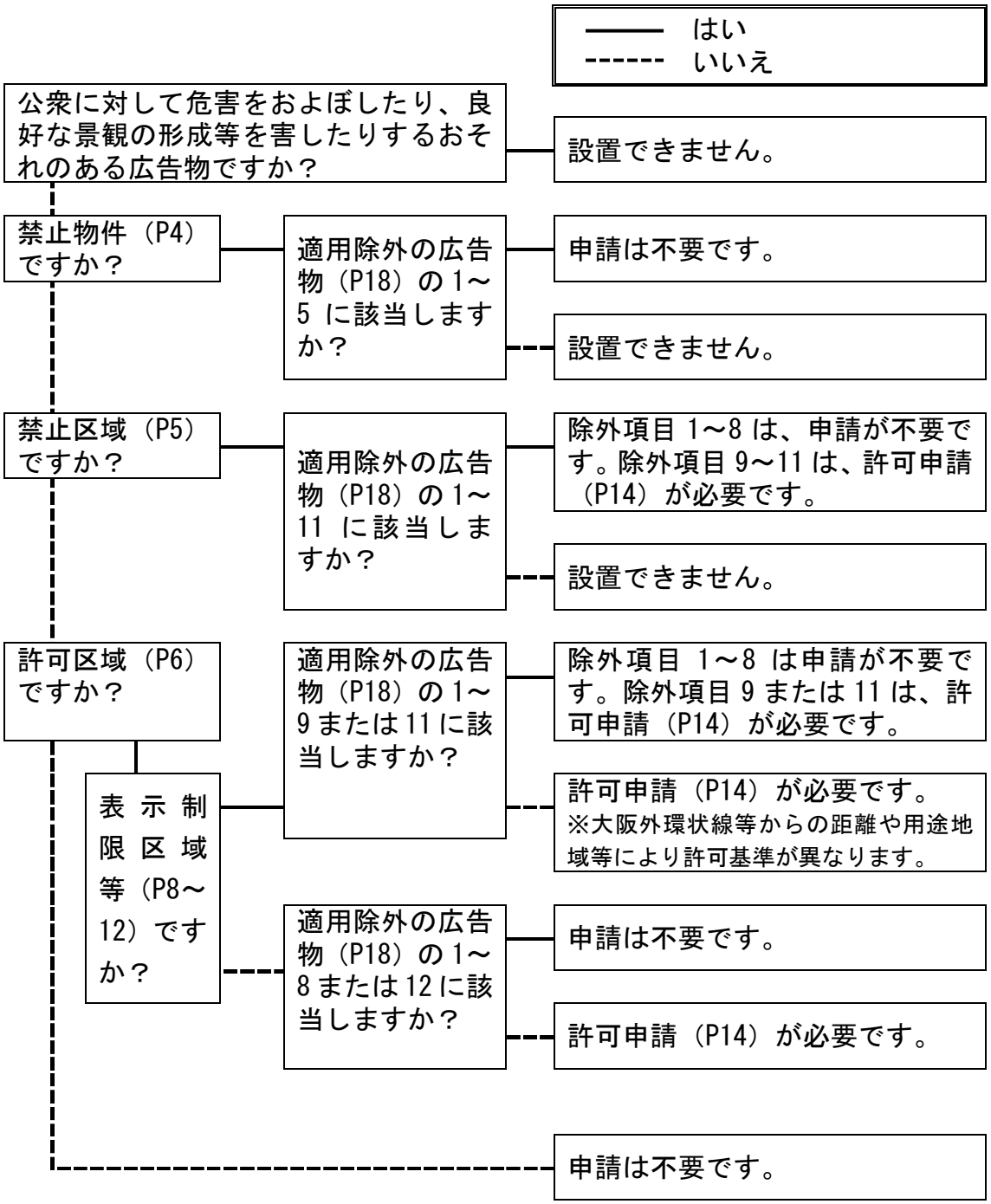

４　禁止物件（屋外広告物を掲出・設置できない物件）

次の物件には、広告物の掲出ができません。（適用除外広告物<P18>を除く。）

①街路樹、路傍樹 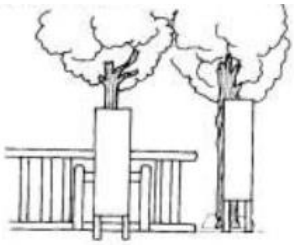	⑥消火栓、火災報知器 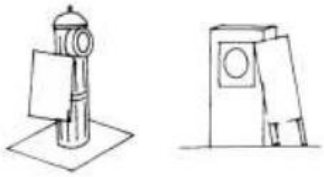
②橋梁、地下道の上屋 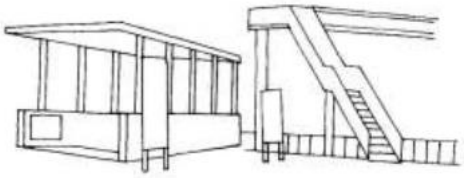	⑦郵便ポスト、電話ボックス
③トンネル、高架構造物、道路の分離帯、道路・鉄道の擁壁 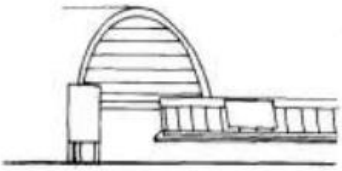	⑧送電塔、送受信塔 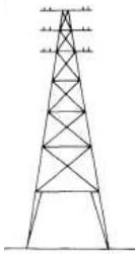
④街灯、信号機、道路標識 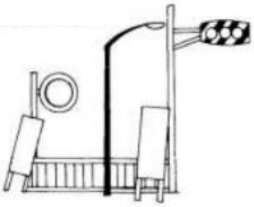	⑨形像、記念碑 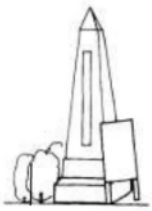
⑤道路上の柵、駒止め 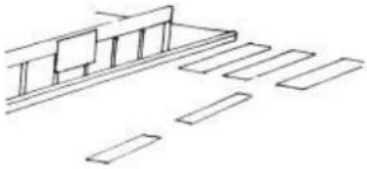	⑩景観法第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木

５ 禁止区域（屋外広告物を掲出・設置できない場所）

禁止区域とは、良好な景観を形成し、または風致を維持することが特に強く要請される区域で、広告物を掲出することができません。（適用除外広告物<P18>を除く。）

① 都市計画法の規定による第一種低層住居専用地域

② 文化財保護法の規定による以下の地域

(1) 重要文化財（建造物に限る）に指定された敷地

(2) 史跡・名勝・天然記念物に指定または仮指定された地域

③ 大阪府文化財保護条例の規定による以下の地域

(1) 大阪府指定有形文化財（建造物に限る）の敷地

(2) 大阪府指定史跡、大阪府指定名勝、大阪府指定天然記念物の地域

④ 道路、鉄道、軌道、索道およびこれらに接続する地域で、知事が指定するもの

羽曳野市域において該当する地域はありません。

⑤ 古墳、墓地

６　許可区域（屋外広告物の掲出・設置に許可が必要な場所）

許可区域とは、良好な景観を形成し、または風致を維持するため、広告物を掲出するには、市長の許可を必要とする次の区域です。

（適用除外広告物<P18>を除く。）

① 都市計画法の規定による第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区

② 景観法の規定による景観地区

③ 都市緑地法の規定による特別緑地保全地区

④ 文化財保護法の規定により定められた伝統的建造物群保存地区

⑤ 森林法の規定による保安林の区域

⑥ 自然環境保全法の規定による自然環境保全地域

⑦ 大阪府自然環境保全条例の規定による大阪府自然環境保全地域、大阪府緑地環境保全地域

⑧ 景観法第 8 条第 1 項の規定により定めた景観計画の区域（府が定めた景観計画の区域にあっては、隣接区域を含む）

羽曳野市においては、
（1）金剛・和泉葛城山系区域（隣接区域を含む）
（2）古墳周辺区域
が指定されています。

⑨ 道路、鉄道、軌道、索道およびこれらに接続する地域で、知事が指定するもの → 現在は次の地域が指定されています。

国道、府道、都市計画法の規定により指定された都市計画区域内の幅員 16m以上の道路、鉄道、軌道、索道ならびにこれらから両側 500mまでの地域のうち、これらから展望できる範囲にある区域※

⑩ 公園、緑地、広場、運動場、動物園、植物園、遊園地、競馬場、競輪場、船着場、火葬場、葬祭場の敷地内

⑪ 社寺、教会の敷地内

⑫ 公衆便所の外壁

※ 「展望できる範囲にある区域」とは

自然の立地条件により広告物の設置地域が展望できない場合は、その地域は規制対象外となるが、家屋連担等の人為的障害物により当該広告物自体は直接展望できないが、広告物の設置場所を含む一円の地域が展望できる場合には、その地域は規制対象となります。

7 許可基準

許可区域において、建物の屋上もしくは壁面に広告物を掲出する場合には、次の基準を満たす必要があります。

建物の屋上に表示する広告物 （以下「屋上広告物」という）	たて：建物の高さの 2/3 以内 よこ：建物の幅の範囲内
建物の壁面に表示する広告物 （以下「壁面広告物」という）	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内

■「表示方法等の制限区域」における許可基準■

許可区域のうち、知事が指定する道路や鉄道等の沿線（両側 500mまでの地域のうち、これらから展望できる範囲にある区域）は、路線等を中心とする表示方法等の制限区域【路線型表示制限区域】として、道路等からの後退距離や大きさなどの制限があります。

路線型表示制限区域について、本市では国道 170 号（大阪外環状線の部分に限る。）、府道大阪中央環状線（都市計画道路大阪中央環状線の部分に限る。）及び西名阪道路（松原市大堀町と小川町の町界から奈良県界までに限る。）の沿線を都市計画法で定められる用途地域により分類しています。

また、面型表示制限区域について、本市では金剛・和泉葛城山系区域（隣接区域を含む）について、遠景に配慮した広告物の大きさの制限があり、古墳周辺区域についても、細かな分類による規制を行っています。

高さ・距離とは（例示）

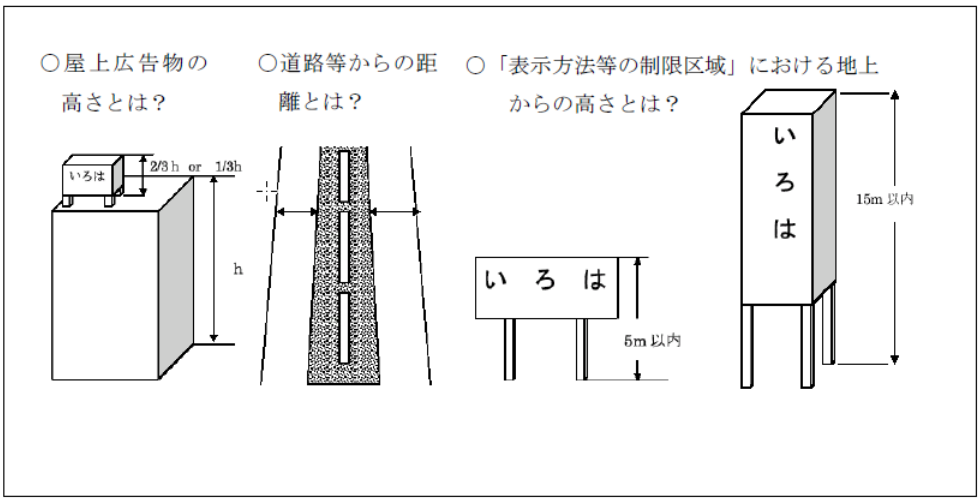

＜表示方法等の制限区域の規制区分＞

■国道 170 号（大阪外環状線の部分に限る。） 及び府道大阪中央環状線（都市計画道路大阪中央環状線の部分に限る。）の沿線（両側 500mまでの地域のうち、これらから展望できる範囲にある区域）における表示方法等の制限 【路線型表示制限区域】

本路線の沿線では、下表の用途地域により、重点制限区域・一般制限区域・制限緩和区域に分類され、規制の内容が異なります。

<table>
<tr><th rowspan="3">地域区分</th><th colspan="2" rowspan="3">形式</th><th colspan="3">自家用以外の広告物</th><th>自家用広告物</th></tr>
<tr><th colspan="3">道路からの距離</th><th>道路からの距離</th></tr>
<tr><th>100m未満</th><th>100m以上
200m未満</th><th>200m以上
500m未満</th><th>500m未満</th></tr>
<tr><td rowspan="7">制限緩和区域</td><td rowspan="2">屋上広告物</td><td>たて</td><td colspan="3">建物の高さの 2/3 以内</td><td rowspan="2">同左</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="3">建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面広告物</td><td>たて</td><td colspan="3">建物の高さの範囲内</td><td rowspan="2">同左</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="3">建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の広告物等</td><td>表示面積</td><td colspan="2">50 ㎡以内</td><td>100 ㎡
以内</td><td rowspan="2">大きさ・高さの規定なし</td></tr>
<tr><td>地上からの高さ</td><td colspan="3">５ｍ以内
（広告塔は 15m以内）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">一般制限区域</td><td rowspan="2">屋上広告物</td><td>たて</td><td rowspan="7">掲出できません</td><td colspan="2">建物の高さの 2/3 以内</td><td rowspan="2">同左</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="2">建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面広告物</td><td>たて</td><td colspan="2">建物の高さの範囲内</td><td rowspan="2">同左</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="2">建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の広告物等</td><td>表示面積</td><td>30 ㎡以内</td><td>40 ㎡以内</td><td rowspan="2">大きさ・高さの規定なし</td></tr>
<tr><td>地上からの高さ</td><td colspan="2">５ｍ以内
（広告塔は 15m以内）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">重点制限区域</td><td rowspan="2">屋上広告物</td><td>たて</td><td colspan="3"></td><td>建物の高さの 1/3 以内</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="3"></td><td>建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面広告物</td><td>たて</td><td colspan="3"></td><td>建物の高さの 1/2 以内</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="3"></td><td>建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の広告物等</td><td>表示面積</td><td colspan="2">７㎡以内</td><td rowspan="2">大きさ・高さの規定なし</td></tr>
<tr><td>地上からの高さ</td><td colspan="2">５ｍ以内
（広告塔は 15m以内）</td></tr>
</table>

※□は通常の許可基準と同じ基準になります。

制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域
一般制限区域	重点制限地域及び制限緩和地域を除く地域
重点制限区域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域

■西名阪道路の沿線（松原市大堀町と小川町の町界から奈良県界までに限る。）（両側 500mまでの地域のうち、これらから展望できる範囲にある区域）における表示方法等の制限　【路線型表示制限区域】

本路線の沿線では、下表の用途地域により、重点制限区域・一般制限区域・制限緩和区域に分類され、規制の内容が異なります。

<table>
<tr><th rowspan="3">地域区分</th><th colspan="2" rowspan="3">形式</th><th colspan="3">自家用以外の広告物</th><th>自家用広告物</th></tr>
<tr><th colspan="3">道路からの距離</th><th>道路からの距離</th></tr>
<tr><th>100m未満</th><th>100m以上
200m未満</th><th>200m以上
500m未満</th><th>500m未満</th></tr>
<tr><td rowspan="7">制限緩和区域</td><td rowspan="2">屋上広告物</td><td>たて</td><td colspan="3">建物の高さの 2/3 以内</td><td rowspan="2">同左</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="3">建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面広告物</td><td>たて</td><td colspan="3">建物の高さの範囲内</td><td rowspan="2">同左</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td colspan="3">建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の広告物等</td><td>表示面積</td><td colspan="2">50 ㎡以内</td><td>100 ㎡
以内</td><td rowspan="2">大きさ・高さの規定なし</td></tr>
<tr><td>地上からの高さ</td><td colspan="3">５ｍ以内
（広告塔は 15ｍ以内）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">一般制限区域</td><td rowspan="2">屋上広告物</td><td>たて</td><td colspan="3" rowspan="7">掲出できません</td><td>建物の高さの 2/3 以内</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td>建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面広告物</td><td>たて</td><td>建物の高さの範囲内</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td>建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の広告物等</td><td>表示面積</td><td colspan="2">７㎡以内</td><td rowspan="2">大きさ・高さの規定なし</td></tr>
<tr><td>地上からの高さ</td><td colspan="2">５ｍ以内
（広告塔は 15ｍ以内）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">重点制限区域</td><td rowspan="2">屋上広告物</td><td>たて</td><td colspan="3" rowspan="7"></td><td>建物の高さの 1/3 以内</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td>建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面広告物</td><td>たて</td><td>建物の高さの 1/2 以内</td></tr>
<tr><td>よこ</td><td>建物の幅の範囲内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の広告物等</td><td>表示面積</td><td colspan="2">７㎡以内</td><td rowspan="2">大きさ・高さの規定なし</td></tr>
<tr><td>地上からの高さ</td><td colspan="2">５ｍ以内
（広告塔は 15ｍ以内）</td></tr>
</table>

※□は通常の許可基準と同じ基準になります。

制限緩和区域	･近隣商業地域
一般制限区域	重点制限地域及び制限緩和地域を除く地域
重点制限区域	･第二種低層住居専用地域　･第一種中高層住居専用地域 ･第二種中高層住居専用地域

■大阪府景観計画区域のうち、金剛・和泉葛城山系区域における表示方法等の制限　【面型表示制限区域】

こちらの区域は、下表の制限が定められています。

なお、路線型表示制限区域と面型表示制限区域が重複する区域（大阪外環状線の東側の端から 500ｍの間）においては、路線型の表示制限が優先されます。

ただし、西名阪道路は例外的に双方の規制がかかります。

地域区分	形式		自家用以外の広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物の高さの 2/3 以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等		大きさ･高さの規定なし	同左
一般制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等	表示面積	山系区域の市街化調整区域は７㎡以内	大きさ･高さの規定なし
		地上からの高さ	山系区域の市街化調整区域は５ｍ以内（広告塔は 15ｍ以内）	
重点制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等	表示面積	７㎡以内	大きさ･高さの規定なし
		地上からの高さ	５ｍ以内（広告塔は 15ｍ以内）	

※□は通常の許可基準と同じ基準になります。

制限緩和区域	･近隣商業地域
一般制限区域	重点制限地域及び制限緩和地域を除く地域
重点制限区域	･第二種低層住居専用地域 ･第一種中高層住居専用地域 ･第二種中高層住居専用地域

■古墳周辺区域における表示方法等の制限　【面型表示制限区域】

こちらの区域は、下表の制限が定められています。

<table>
<tr><td rowspan="2">非自家用広告物</td><td colspan="4">●古墳周辺一般区域・古墳周辺特別区域 共通</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋上広告物
壁面・突出広告物
自立広告物</td><td colspan="2">掲出禁止</td></tr>
<tr><td rowspan="13">自家用広告物</td><td colspan="4">●古墳周辺一般区域</td></tr>
<tr><td colspan="2">種類＼用途地域</td><td>住居系地域</td><td>商業系地域
（近隣商業地域）</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋上広告物</td><td colspan="2">掲出禁止</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面・
突出
広告物</td><td>大きさ</td><td>◎広告面の面積
・取付壁面の 1/3 以内
・１敷地あたり 10 ㎡以内
・壁面の高さ・幅以内</td><td>◎広告面の面積
・取付壁面の 1/3 以内
・１敷地あたり〈規制無し〉
・壁面の高さ・幅以内</td></tr>
<tr><td>位置</td><td>地上から最上端までの高さ
６ｍ以内※</td><td>≪規制なし≫</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自立
広告物</td><td>大きさ</td><td>◎広告面の面積
・１面の面積５㎡以内
・１敷地あたり 10 ㎡以内</td><td>◎広告面の面積
・１面の面積 10 ㎡以内
・１敷地あたり 20 ㎡以内</td></tr>
<tr><td>位置</td><td>地上から最上端までの高さ
６ｍ以内</td><td>地上から最上端までの高さ
10ｍ以内</td></tr>
<tr><td>個数</td><td colspan="2">広告塔は１敷地あたり２個以内</td></tr>
<tr><td colspan="4">●古墳周辺特別区域</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋上広告物</td><td colspan="2">掲出禁止</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面・突出広告物</td><td colspan="2" rowspan="2">「古墳周辺一般区域」の基準を満たし、かつ、１敷地あたり広告面の面積７㎡以内（許可手続は不要）
（壁面・突出・自立広告物を合わせた広告面の面積）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自立広告物</td></tr>
</table>

※建物の最高高さが６ｍに満たない場合は、その高さまでとなります。

【注意】
　１敷地あたり広告面の面積が７㎡以内の自家用広告物も、上記の基準を満たさないものは設置できません。

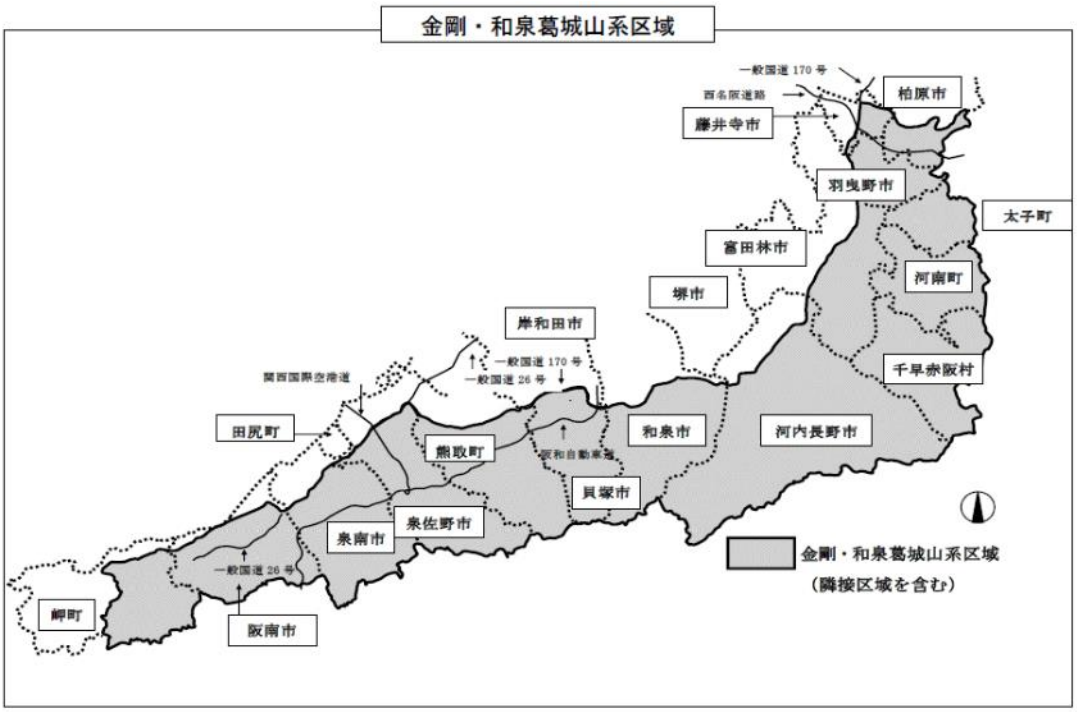
金剛・和泉葛城山系区域
一般国道 170 号
西名阪道路
柏原市
藤井寺市
羽曳野市
太子町
富田林市
河南町
堺市
岸和田市
一般国道 170 号
一般国道 26 号
関西国際空港道
千早赤阪村
田尻町
熊取町
阪和自動車道
和泉市
河内長野市
貝塚市
泉佐野市
泉南市
一般国道 26 号
岬町
阪南市
金剛・和泉葛城山系区域
（隣接区域を含む）

■古墳周辺区域

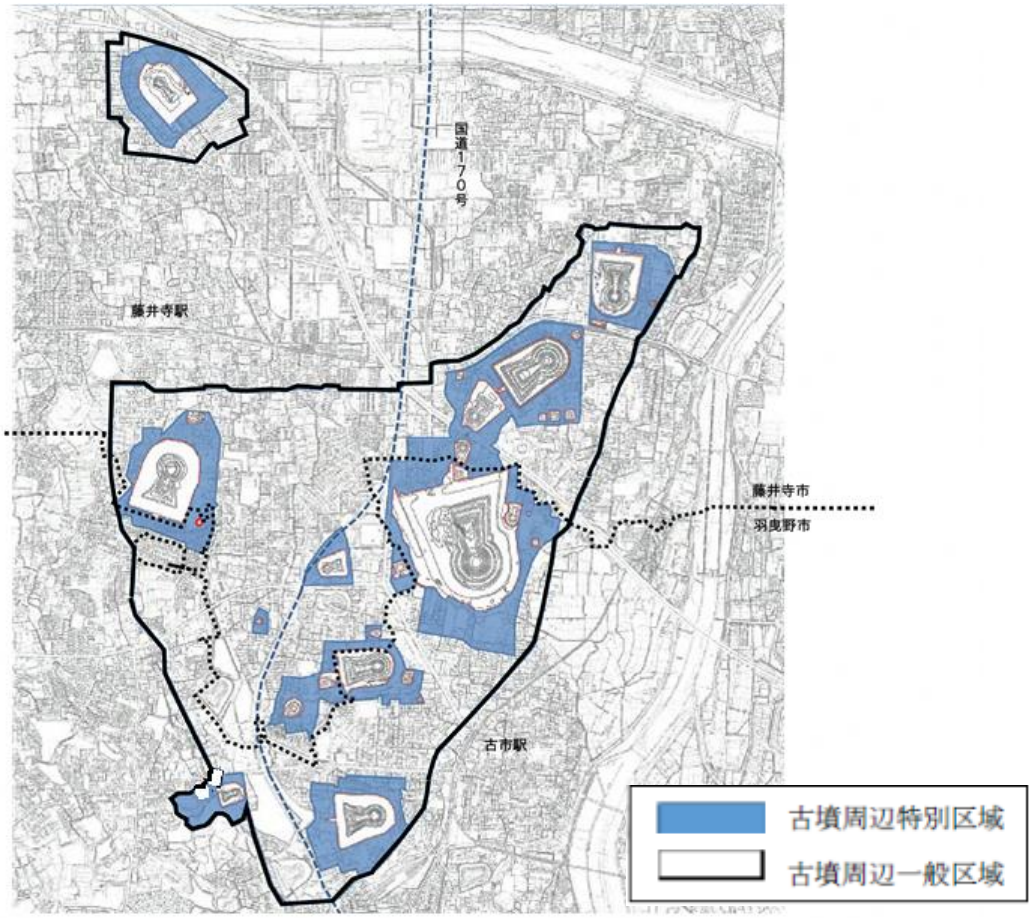
国道170号
藤井寺駅
藤井寺市
羽曳野市
古市駅
古墳周辺特別区域
古墳周辺一般区域

８ 表示制限物件（電柱や停留所標識を利用する広告物）

電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを利用する場合、次の規制がかかります。禁止区域内や許可区域内で電柱等に広告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。（適用除外広告物 <P18>を除く。）

	電柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	①大阪府及び大阪府知事の管理する道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 1.2m以内(a) ・横 0.45m以内(b) 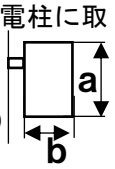 ②①以外の道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 2.0m以内(a) ・横 0.5m以内(b) 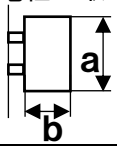 	・縦 1.5m以内(a) ・横 電柱の円周の範囲内(b) 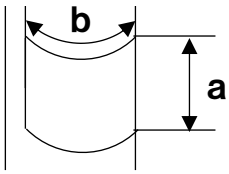 	・縦 0.45m以内(a) ・横 0.45m以内(b) 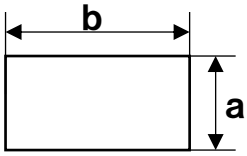
掲出位置	・地上から最下端までの距離 4.5m以上(a)（歩道上 3.0m以上） ・電柱との間隔 0.15m以内(b) 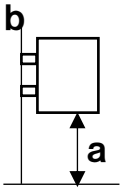 	・地上から最下端までの距離 1.2m以上(a) 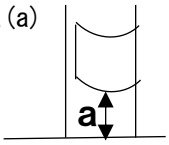 	・地上から最下端までの距離 0.7m以上(a) 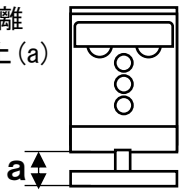
掲出数	電柱１本につき１個	電柱１本につき１個（道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、新設または既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。）	２面以内（進行車両の非対向面・歩道側面に限る）
色彩等	①地色は、電柱を利用する広告物等にあっては白色または白以外の色で彩度が低いもの、停留所標識を利用する広告物等にあっては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 ②蛍光塗料以外の塗料 ＊①、②とも看板の場合に限っての制限		

９ 許可申請手続き

許可区域で屋外広告物を掲出するには、羽曳野市長の許可が必要です。

● 自家用広告物で合計７㎡を超える広告物は、許可が必要です。
（自家用以外は大きさに関係なく、許可が必要です。）

府条例第 11 条

許可申請		
↓ 府条例第 11 条１項２号		府条例第 11 条１項３号
管理者は府の区域内に住所を有していますか	いいえ →→→	委任を受けて直接に管理の事務を行う者を管理者に選んでください。
↓ 府条例第 11 条１項４号		府条例第 22 条
工事の施工者は屋外広告業を営む者ですか	いいえ →→→	大阪府での屋外広告業者の登録が必要です。
↓ 府条例第 11 条１項 11 号		
関係法令の手続きは必要ないですか	いいえ →→→	関係法令の手続きが必要です。 ⇒　12　その他関係法令
↓		
許　　可	→→→	許可書･許可証の交付
↓		府規則第５条
施　　工		期間は２年以内、はり紙･立看板等は 30 日以内
↓		府条例第 14 条
竣　　工	→→→	工事完了の届出
府条例第 15 条２項		
継続許可申請 （継続して掲出する場合）	→→→	当該期間の満了前までに、許可更新申請の手続きをしてください。
府条例第 15 条１項		府条例第 21 条
変更許可申請 （種類･数量等に変更がある場合）	→→→	変更内容についての許可が必要です。 変更許可申請の手続きをしてください。 許可期間は、現許可書の終了期間までです。 変更許可手数料が必要です。
府条例第 16 条		
変更届 （管理者･代表者等に変更のある場合）	→→→	変更が生じた時は、５日以内に変更届けを提出してください。
府条例第 17 条		
撤去届 （広告物を除却した場合）	→→→	広告物の掲出が不要となった時は、５日以内に除去し、完了後、撤去届けを提出してください。

10 許可申請書類

屋外広告物の許可申請書は、次の書類を添付し、都市開発部都市計画課まで２部提出してください。

添付資料		新規申請	継続申請	変更申請	概要
付近見取図		○	○	○	主要道路等を明示したもの
現況カラー写真		○	○	○	設置場所がすべてわかるもので現況を撮影したもの
配置図		○	省略可	○	
表示内容、形状、寸法、色彩等に関する図面					
図面の種類	平面図	○	省略可	○	建築物・広告物の両方を含んでいるもので、それぞれの位置関係がわかるもの
	立面図	○	省略可	○	建築物・広告物の両方を含んでいるもの
	意匠図	○	省略可	○	着色したもの
	構造図	○	省略可	○	建築物・広告物の両方を含んでいるもの
	配線図	○	省略可	○	広告物自体に電気設備を使用する場合
委任状		○	○	○	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合
承諾書等		○	○	○	広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要
道路占用許可書（写）		○	○	○	突出広告等で、道路等の上空を占用する場合
屋外広告物安全点検結果報告書及び点検者の資格を証する書面		－	○	－	高さが４ｍを超える広告物及び掲出物件の場合必要
市長が必要と認める書類		○	○	○	必要に応じ市長が必要と認める書類
※府条例第８条の２第１項第１号に掲げる広告物または掲出物件の場合は、地域における公共的な取組の内容及び資金計画を記載した書類					
※府条例第８条の２第１項第２号に掲げる広告物または掲出物件の場合は、大阪府または市町村が広告物等の表示または設置により得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて、当該広告物等の広告主が賛同する旨を記載した書面					

11 許可申請手数料

屋外広告物の許可を受けるには、種類や面積に応じた許可申請手数料が必要です。

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td colspan="2">アドバルーン</td><td>１個</td><td>650 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">広告幕</td><td rowspan="2">１枚</td><td>350 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">立看板</td><td>200 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">はり紙またははり札</td><td>100 枚※</td><td>250 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">広告塔または広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示された広告物を含む。）</td><td>２㎡未満のもの</td><td rowspan="3">１件</td><td>450 円</td></tr>
<tr><td>２㎡以上５㎡以下のもの</td><td>1,000 円</td></tr>
<tr><td>５㎡を超えるもの</td><td>1,000 円に、５㎡を超える面積が５㎡までごとに 1,000 円を加算した額</td></tr>
</table>

※はり紙またははり札の枚数計算は、100 枚に満たない端数を 100 枚とします。

■許可申請手数料は、羽曳野市が発行する納入通知書で納付となります。

12 その他関係法令

屋外広告物を掲出するにあたっては、屋外広告物条例のほかに次のような関係法令の手続きが必要です。

事項	必要な許可等の種類 （根拠法令）	お問い合わせ先
突出看板等を道路上空へ掲出する場合	道路占用許可 （道路法）	富田林土木事務所 （府道、国道） 羽曳野市 道路公園課 （市道）
突出看板等を道路上空へ掲出する場合、道路上で工事または作業する場合	道路使用許可 （道路交通法）	羽曳野警察署
工作物自体の高さが４ｍを超える物件を設置する場合	工作物確認 （建築基準法）	羽曳野市 建築指導課
設備容量２キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備を設置する場合	ネオン管灯設備設置の届出 （消防法）	柏原羽曳野藤井寺消防署
アドバルーンを掲出する場合	水素ガスを充てんする気球の設置届 （消防法）	柏原羽曳野藤井寺消防署
	許可または届出 （航空法）	大阪航空局 ・八尾空港事務所
大阪府総合設計制度を適用する建築物に広告物を設置する場合	総合設計許可 （建築基準法）	羽曳野市 建築指導課
生産緑地地区の規制がある場合	許可等 （原則、許可は認められない） （都市計画法・生産緑地法）	羽曳野市 都市計画課

13 規制を受けない広告物 適用除外

社会生活を営む上で必要性の高い広告物は、各種の規制（禁止物件、禁止区域、許可区域、表示方法等の制限区域、表示方法等の制限物件）の適用が全部または一部除外されます。（大阪府屋外広告物条例第８条）

広告物の種類	項号	除外の内容	面積・大きさ	掲出位置	その他
⑴ 他の法令の規定により表示･設置するもの	１項 １号	**許可不要** **除外内容** ・禁止物件 ・禁止区域 ・許可区域 ・表示方法等の制限区域 ・表示方法等の制限物件			
⑵ 道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示･設置するもの	１項 ２号				面積が40㎡を超える広告塔･広告板は届出が必要
⑶ 自家用広告物で、その表示面積が７㎡を超えないもの	１項 ３号				古墳周辺区域にあっては基準に適合するものに限る
⑷ 冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	１項 ４号				
⑸ 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のためその会場の敷地内に表示するもの					
⑹ 自己の管理する土地又は物件に当該土地又は物件の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件 （危険に対する注意を促す看板など、自己の管理する土地･物件に管理上の必要に基づき表示するもの）	２項 １号	**許可不要** **除外内容** ・禁止区域 ・許可区域 ・表示方法等の制限区域	７㎡以内	地上から最上端まで ５ｍ以内	
⑺ 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物又は掲出物件 （公共上必要な施設･物件に寄贈者名などを表示する広告物）	２項 ２号		・0.5㎡以内 ・表示方向から見て当該施設等の外郭線内を一平面とみなした場合の平面20分の１以内		
⑻ ⑹⑺以外の営利を目的としない広告物又は掲出物件 （政治団体、自治会などの非営利団体が営利を目的としない行事や集会などを周知するために掲出する広告物）	２項 ３号		⑴はり紙、はり札 縦 1.2m以内 横 0.8m以内 ⑵立看板 縦 2.0m以内 （脚部を含む） 横 1.5m以内		**明示事項** ・設置者または管理者の氏名、名称及び連絡先 ・表示期間の始期終期
⑼ 道先案内図その他公衆の利便に供する広告物又は掲出物件 （学校や病院など多数の人々が利用する施設への案内板や誘導広告物）	３項	**許可必要** **除外内容** ・禁止区域 ・表示方法等の制限区域	５㎡以内	地上から最上端まで ５ｍ以内	掲出個数は ２個まで
⑽ 自家用広告物で、都市計画法第11 条第１項第５号及び第６号に規定する施設を利用するもの又は当該施設内にあるもの （教育文化施設及び病院･保育所などの医療施設や社会福祉施設に表示する自家用広告物）	４項 １号	**許可必要** **除外内容** ・禁止区域			
⑾ 電柱又は停留所標識を利用する広告物（※表示方法等の制限区域の適用は受けません）	４項 ２号		13 ページ参照		
⑿ 規則で定めるはり紙､はり札又は立看板であって、掲出期間が 30 日を超えないもの	５項	**許可不要** **除外内容** ・許可区域	⑴はり紙、はり札 縦 1.2m以内 横 0.8m以内 ⑵立看板 縦 2.0m以内 （脚部を含む） 横 1.5m以内		**明示事項** ・設置者または管理者の氏名、名称及び連絡先 ・表示期間の始期終期 （30 日以内）

14 公共施設等への屋外広告物の掲出

■次に掲げる広告物等で関係行政機関で定める取扱方針に基づくものは、各種の規制（禁止物件 、禁止区域、許可区域、表示方法等の制限区域 ）の適用が除外され、市長の許可を得たうえで公共施設等への掲出が可能となります。

①以下の【活動主体】が行う【地域における公共的な取組み】に要する費用に充てるための広告物等

【活動主体】

○自治会	○商店街振興組合	○特定非営利活動法人
○公共交通事業者	○公共団体	○その他地域の活動主体

【地域における公共的な取組み】

○道路の清掃・美化活動
○街灯、ベンチ、上屋等の整備または維持管理
○公共団体と地域住民等が一体となって開催する催物
○道路環境の向上その他営利を主たる目的としない事業または活動で、道路の通行者または利用者の利便性の向上、地域の活性化、にぎわいの創出等に寄与するもの
○防犯等地域における公共的な取組み

②【大阪府または府内の市町村】が、【その管理する道路の維持、修繕その他の管理】に要する費用に充てるため、【広告主との契約に基づき】掲出する広告物等

（禁止物件である）街灯への広告掲出例

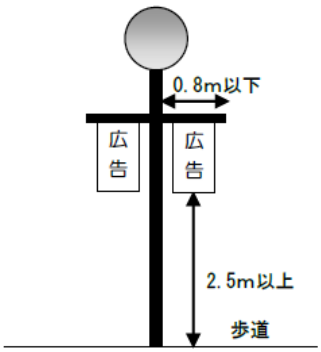

（禁止区域にある）ベンチへの広告掲出例

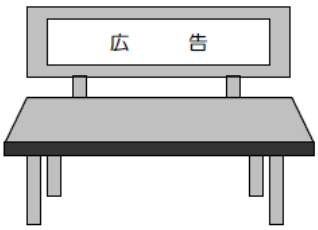

■留意事項

交通安全、道路環境、景観、まちづくり等の観点から関係行政機関が協議して定める取扱方針に基づく必要があります。取扱方針に基づかないものは市長の許可を得ることができません。

■以下の点でその他の許可と異なりますのでご注意ください。

〇許可申請時に次の書類の添付が必要です。

①に該当する広告物【地域における公共的な取組みの内容及び資金計画を記載した書類】

②に該当する広告物【広告料収入を道路の管理に要する費用等に充てることに広告主が賛同する旨を記載した書面】

〇許可期間は【１年以内（催物についてはその催物の期間等）】です。

〇広告物等の見やすい箇所に【①または②に該当する広告物である旨】を明記しなければなりません。

〇許可期間満了後に【事業報告書】の提出が必要です。

15 その他の注意事項

■管理義務

広告物の所有者、占有者、表示者及び設置者、並びに管理者は、公衆に対する危害の発生防止のため、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにしなければなりません。

また、安全管理の観点から、大阪府屋外広告物条例及び大阪府屋外広告物条例施行規則が改正（平成 30 年 10 月１日施行）され、高さが４ｍを超える広告物等の所有者または占有者に対し、屋外広告士などの有資格者による 安全点検の実施が義務付けられています。

併せて、高さが４ｍを超える広告物の継続許可申請の際には、「屋外広告物安全点検結果報告書」の提出が必要です。

もし、新設時に建築基準法に定められている工作物確認を行っていない場合には、羽曳野市都市開発部建築指導課に相談してください。

■安全点検

大阪府屋外広告物条例等の改正により、安全点検実施者の資格が厳格化され、次のとおり変更されています。

・屋外広告士
・特種電気工事資格者のうちネオン工事に係る資格者
・屋外広告業の事業者団体が、内閣府の公益認定を受けて実施する広告物の点検に関する技能講習会の受講修了者

ただし、平成 30 年(2018 年)９月 30 日までに許可を受けた広告物については、経過措置として、令和２年(2020 年)９月 30 日までは、従来どおりの点検方法・点検資格者でも良いこととしています。

■除却義務

許可期間、掲出期間が満了したときは、遅滞なく広告物またはこれを掲出する物件を除却しなければなりません。

除去が完了したら、撤去届を提出してください。

■違反広告物に対する措置・命令

条例に違反した広告物については、その表示者や設置者、管理者に改修、移転、除却等の措置を命じることがあります。

また、これに応じないときは、強制的に除却することがあります。

■広告主の義務等

広告物の掲出を依頼した広告主にも、違反掲出を防止する義務があります。その義務に違反したときは、会社名等を公表することがあります。

■罰則

条例に違反した場合には、１年以下の懲役や 50 万円以下の罰金などに処せられることがあります。

また、違反行為を行った行為者だけではなく、雇用主や掲出を指示した者に対しても罰則の規定が適用されます。